

平成29年10月13日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀樹



日進市自治基本条例第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について（答申）

平成28年7月8日付け28日企第390号で諮問がありました、「日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証」について、下記のとおり答申します。

記

日進市自治基本条例第28条の規定に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかについて、条文毎に、社会情勢の変化や他市条例との比較等を踏まえ、様々な視点から慎重に検証した結果、本条例の改正は現時点においては必要ないとの結論に至りました。

また、検証の詳細については、別添「日進市自治基本条例の検証結果について」のとおりです。

日進市自治基本条例の検証結果について

1 検証の目的

平成19年10月に施行された日進市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）に基づき、市民主体の自治がより良いものへと発展していくとともに、自治基本条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、その内容を検証していくことが必要です。

そこで、自治基本条例第28条において、定期的に検証し、必要があれば改正も含めた措置をとることを規定しています。

前回の自治基本条例の検証（平成24年10月31日付答申）から5年が経過する前に、日進市自治推進委員会（以下「本委員会」という。）において検証を行うものです。

（条例の見直し）

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 検証対象及び方法

前回の検証結果のなかで、引き続き検証していくとしていた「コミュニティ」の定義の見直し及び「危機管理」条項の追加について、次の2点の視点から検証を行いました。

- ①自治基本条例の制定経緯やその他の例規における規定
- ②本市の実情等

また、自治基本条例の条文全般について、現在の社会情勢等に合っているか、新たに規定すべき事項はないか、次の2点の方法により検証を行いました。

- ①社会情勢の変化等を踏まえた条項の検証
- ②平成25年4月以降に制定された自治基本条例等との比較表による条項の検証

3 検証経過

本委員会は、平成28年7月8日に市長からの諮問を受け※、平成28年度は4回、平成29年度は2回の委員会を開催し、自治基本条例の検証を行いました。

※「コミュニティ」の定義の見直し及び「危機管理」条項の追加については、平成24年10月31日付答申において、今後も継続して検討していく課題としていたことから、平成24年度中から継続して議論を進めてきました。

本委員会における自治基本条例の検証作業は、多岐にわたる内容、かつ、限られた期間での検証作業となりましたが、委員がそれぞれの立場や経験に基づく意見交換を行うなど様々な視点から慎重に審議を行いました。

4 検証結果

(1) 「コミュニティ」の定義について

「コミュニティ」の定義の見直しについて、平成24年10月31日付答申において次のように指摘されています。

「コミュニティ」の定義は、一般的に、行政区や自治会等地縁で結びついて活動を行う集団をいいますが、条例第3条では、NPO等テーマで結びついて活動を行う集団も含まれています。地縁型とテーマ型、この性格の異なる2種類のコミュニティは協働のあり方も異なると思いますので、今後「コミュニティ」について類型化し、各々の協働の手法等について整理していく中で、見直しについて検討していく必要があります。

これを受け、本委員会では、自治基本条例の制定経緯やその他の例規におけるコミュニティに関する規定、コミュニティの類型整理やコミュニティに対する支援、市民自治活動の現状等に基づき検証を行いました。

検証の結果、コミュニティは必ずしも地縁型とテーマ型に紋切りとなっているわけではないことや、コミュニティの特性に合わせた支援を行っている現状に支障は生じていないとの理由から、「コミュニティ」の定義の見直しは必要ないとの結論に至りました。

(2) 「危機管理」条項の追加について

「危機管理」条項の追加について、平成24年10月31日付答申において次のように指摘されています。

東日本大震災以降、「危機管理」に対する関心が高く、「危機管理」や「安全安心」についての条項をもつ自治体が増加傾向にあり、重要な事項であると思われます。地域防災計画の見直し等、市の災害対策状況に合わせて、条例への追加について、今後も引き続き検討していく必要があります。

これを受け、本委員会では、自治基本条例の制定経緯、本市の防災・危機管理体制や取組の現状等に基づき検証を行いました。

検証の結果、日進市第5次総合計画や日進市地域防災計画により、危機管理に対する取組が十分に担保されていることや、条項の追加より具体的な施策の着実な実行という実態が大切であるとの理由から、「危機管理」条項の追加は必要ないとの結論に至りました。

(3) 自治基本条例の条文全般について

条文ごとに、前回の検証以降の主な社会情勢の変化等を踏まえて検証を行いました。

検証の結果、自治基本条例の条文に関連する法改正や新たな制度の導入などの変化はあるものの、現在の自治基本条例の規定にその趣旨は含まれているとの理由から、改正を必要とする条項はないとの結論に至りました。

なお、次の条項については、本委員会での検証の過程において各委員

から意見がありましたので、引き続き検証し、その結果に応じて必要な措置を講じていただく必要があります。

①子どもの「能力に応じた役割」という表現について（第15条）

（市民参加）

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。
- 3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4・5 略

（意見）

- ・第1項では主体は「市民」であり、特に「能力」という言葉を使っていないが、「子ども」が主体となる第2項や第3項の条文では使っている。
- ・第2項の「年齢にふさわしい」という表現に違和感はないが、「能力に応じた」という表現には違和感がある。能力の定義は何か、誰がどうやって能力の有無を判断するのか、という疑問を感じる。より適切な表現があるのではないか。
- ・年齢に応じた能力との意味であると解釈できるが、場合によっては差別的に感じる方もみえるのではないか。

②「コミュニティ活動」等の整理について（第16条）

（市民自治活動）

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

- 2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3-5 略

（意見）

- ・自治基本条例制定当時は、住民自治組織とNPOとを二項対立的

な意味合いでとらえるようになってきた時期であったが、例えば、つどいの場などに手を挙げる主体は、従来の住民自治組織の場合もあるし、有志の方が集まったグループもあるし、N P Oもあるなど、それまでの二項対立的な図式ではなく、様々な主体ができていると感じる。

- ・第1項の住民自治組織等によるコミュニティ活動、第2項のN P O等によるコミュニティ活動は、組織としての活動であるのに対して、ボランティア活動は、一般的には組織によらない個人の活動を指している。次元が異なるものが並列的に記載されていることで分かりにくくなっているため、それぞれの違いを整理してはどうか。

(4) その他委員からの主な意見

本委員会での議論のなかでは、自治基本条例の見直しの検証の他に、市政及び市議会の運営について、以下の趣旨の意見がありました。

①子どもの参加について

自治基本条例第15条第2項及び第3項で子どもの市民参加を規定しているのは、子どもの市政への参加を期待していることの表れであり、本条項の趣旨を踏まえ、子どもの市民参加のより一層の充実に取り組んではどうか。

②市議会への市民参加について

自治基本条例及び議会基本条例に基づき、議会報告会が開催されるようになったことは評価できる。今後、他の議会の事例を参考にして、市議会への市民参加のより一層の充実に取り組んではどうか。

③コミュニティ支援について

自治基本条例第16条第4項に規定する市民自治活動への支援について、個別のコミュニティに対する助成だけではなく、コミュニティ同士の連携を促すような支援のあり方も検討してはどうか。

5 まとめ

平成29年10月、自治基本条例の施行から10周年という節目を迎えるました。

自治基本条例は、延べ1,000名以上の市民が関わり、多くの議論を重ねて制定された条例です。市民、市議会及び市の執行機関においては、自治基本条例に込められた願いや決意を改めて共有し、基本理念である「市民主体の自治の実現」に向けて歩みを進めていただくことを望みます。

また、自治基本条例が施行されてから10年が経過し、本委員会における議論も、委任条例の制定や運用状況を調査審議する段階から、本条例や委任条例に基づくより質の高い市政運営のあり方を調査審議する段階へと、議論の中心が移りつつあります。市の執行機関においても、市政が自治基本条例に基づいて行われているかどうか、常に留意していただくことを望みます。

6 参考

本委員会での検証で使用した主な資料は次のとおりです。

○コミュニティの定義について

(平成28年8月17日 第5期第2回自治推進委員会資料)

○日進市自治基本条例の検証について 危機管理（防災）について

(平成28年11月18日 第5期第3回自治推進委員会資料)

○自治基本条例の見直し状況一覧

(平成28年8月17日 第5期第2回自治推進委員会資料)

○日進市自治基本条例検証シート

(平成29年6月23日 第5期第5回自治推進委員会資料)

○他条例との比較について (同上)

○日進市自治基本条例と他市条例との比較表 (同上)